

市長談話

深谷市における今後の同和対策事業について

本日（2月10日）、私は、市議会議員全員協議会に「深谷市における今後の同和対策事業についての基本方針」を報告し定めましたので、市民のみな様に発表させていただきます。

旧1市3町（深谷市・岡部町・川本町・花園町）及び合併後の新深谷市では、同和問題の早期解決を図るために、憲法、教育基本法、そして、昭和44年以来33年間にわたる三度の「特別措置法」に基づいて、対象地域の人々の生活の安定、向上及び差別の解消を目指して、環境改善、産業対策、社会福祉対策、教育・啓発対策等の地域改善対策事業、並びに、市・町の単独事業として税の特別措置、民間運動団体補助金等の事業を積極的に推進してまいりました。

「特別措置法」の失効後の平成14年度からは、一般対策事業として、心理的な面の解消に向け、同和問題を人権問題の重要な柱と捉え、人権・同和教育等、人権啓発のより一層の充実に努めてまいりました。

また、この間、税の特別措置、民間運動団体補助金等の事業につきましては、引き続き実施してきたものです。

その結果、住環境の分野、心理的な面においても、その成果としては全体的には解消へと進展し、市民の同和問題に関する理解も着実に進んできているものと考えています。

さらに、本年3月末日には、「特別措置法」失効後、10年の節目を迎えようとしています。

これらの情勢からも、主な事業の主体であった同和行政・同和教育から人権行政・人権教育の事業へと舵を切っていくことを決意した次第です。

詳細につきましては、別紙の基本方針のとおりです。

私は、市民の基本的な人権を尊重し、「お互いに人権を尊重し合える市民生活」の実現を目指し、今後も、行政施策を公正に公平な立場で進めていく所存であります。

平成24年2月10日 深谷市長 小島 進